

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
の場合は、そ  
の翌日)

## 公安委員会告示

◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一  
部改正

### 目 次

鳥取県公安委員会告示第二十一号  
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年四月一日から施行する。

昭和四十三年三月二十八日  
鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

#### 1の項中

市道西品治一号線 鳥取市西品治三八  
三番地地先から同市西品治一九七番地  
地先までの間 七五〇メートル

市道西品治一号線 鳥取市西品治三八  
三番地地先から同市西品治一九七番地  
地先までの間 七五〇メートル

を

2の項中  
県道福部鳥取線 鳥取市卯垣二七〇番  
の二番地地先から同市立川町四丁目一四  
八番地の二地先までの間 八〇〇メートル

県道広瀬倉吉停車場線 倉吉市河原町  
一、七八〇番地地先から同市西町二、  
六七四番地地先までの間 一、一〇〇  
メートル

3の項中  
県道広瀬倉吉停車場線 倉吉市河原町  
一、七八〇番地地先から同市西町二、  
六七四番地地先までの間 一、一〇〇  
メートル

県道郡家河原線 八頭郡郡家町大字久  
能寺六七二番地地先から同地内  
三三五番地の二番地地先までの間 二〇〇メートル

県道郡家河原線 八頭郡郡家町大字久  
能寺六七二番地地先から同地内  
三三五番地の二番地地先までの間 二〇〇メートル

一般国道九号線 気高郡気高町大字奥  
沢見字船越一三六番の一、〇一七番地  
の二番地地先までの間 四五〇メートル

一般国道九号線 気高郡気高町大字奥  
沢見字船越一三六番の一、〇一七番地  
の二番地地先までの間 四五〇メートル

に、

を

に、

を

に改める。

を

に改める。

<p>一般国道九号線 鳥取市丸山町二四九番地の二地先から同市安長字前内四一の間の間        一般国道二九号線 鳥取市大代五四番地の三(面影橋南詰)から同市田島字見尾(一三番の四地先(一般国道九号線との交差点)までの間        一般国道五三号線 鳥取市吉成字打明七二四番の三(吉成橋南詰)から同市西町一丁目(一番地地先(一般国道九号線との交差点)までの間        鳥取市吉成字打明三〇番地地先(一般国道五三号線との交差点)から同市古海八二〇番地地先(千代橋西詰)までの間        鳥取市東品治町一七番地地先(一般国道四三番との交差点)から同市岩倉四五二番地地先までの間及びこれらに連絡する鳥取市旧市内各道路</p>	<p>旧市内一円        高速車・中速車        四〇キロメートル</p>
--	---

<p>一般国道九号線 鳥取市丸山町二四九番地の二地先(八千代橋西詰)までの間        一般国道二九号線 鳥取市大代五四番地の三(面影橋南詰)から同市田島字見尾(一三番の四地先(一般国道九号線との交差点)までの間        一般国道五三号線 鳥取市吉成字打明七二四番の三(吉成橋南詰)から同市西町一丁目(一番地地先(一般国道二九号線との交差点)までの間        鳥取市吉成字打明三〇番地地先(一般国道五三号線との交差点)から同市古海八二〇番地地先(千代橋西詰)までの間        鳥取市東品治町一七番地地先(一般国道四三番との交差点)から同市岩倉四五二番地地先までの間及びこれらに連絡する鳥取市旧市内各道路</p>	<p>旧市内一円        最高速度三〇キロメートル        高速車・中速車        四〇キロメートル</p>
--	---

を

<p>県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市徳尾一七六番地地先から同市内三三九番地地先までの間の間</p>	<p>三〇〇メートル        四〇キロメートル        (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>
---	---

<p>県道鳥取鹿野倉吉線 鳥取市徳尾一七六番地地先から同市内三三九番地地先までの間の間        県道矢矧松原線 鳥取市吉岡温泉町四八番地の三(地先)から同市内八九四番地地先までの間の間</p>	<p>三〇〇メートル        八五〇メートル        四〇キロメートル        (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>
---	--

<p>一般国道九号線 米子市富士見町二丁目一五五番地地先から同市久米町五番地地先までの間の間        一般国道一八〇号線 米子市糺町二丁目三〇番地地先から同市角盤町一丁目三〇番地地先までの間の間        県道米子石見新見線 米子市明治町二番地地先から同市美吉四八〇番地地先までの間の間        県道米子境線 米子市角盤町二丁目三番地地先から同市上後藤三一一番地地先までの間の間</p>	<p>旧市内一円        三〇キロメートル</p>
---	----------------------------------

<p>一般国道九号線 米子市富士見町二丁目一五五番地地先から同市久米町五番地地先までの間の間        一般国道一八〇号線 米子市糺町二丁目三〇番地地先から同市角盤町一丁目三〇番地地先までの間の間        県道米子石見新見線 米子市明治町二番地地先から同市美吉四八〇番地地先までの間の間        県道米子境線 米子市角盤町二丁目三番地地先から同市上後藤三一一番地地先までの間の間        県道境渡米子線 米子市旗ヶ崎四八四番地地先から同市灘町三丁目四二番地地先までの間の間        一般国道九号線、市道車尾茶町線、米子市車尾二一番地地先から同市茶町六五番地地先までの間の間        市道茶町祇園町線 米子市茶町一一番地地先から同市祇園町二丁目一一番地地先までの間の間        市道笑町旧国道線 米子市道笑町二丁目四番地地先から同市同町四丁目二番地地先までの間の間及びこれらに連絡する米子市旧市内各道路</p>	<p>旧市内一円        最高速度四〇キロメートル        三〇キロメートル</p>
--	--

を

に

を

に

一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字赤碕五四一第一地先から同地内一、九六七番の四地先までの間	九〇〇メートル	右	高速車・中速車 四〇キロメートル
--	---------	---	---------------------

一般国道一八〇号線 米子市長砂町七五五番地地先から同市桃治町二丁目一、三〇〇メートルの間	一、三〇〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

一般国道一八〇号線 米子市長砂町七九六番地地先から同市桃町二丁目一、三〇〇メートルの間	一、三〇〇メートル	右	同
---	-----------	---	---

県道東福原樋口線 米子市両三柳一八番の二地先から同地内四、一八〇メートルの間	一、〇〇〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

県道東福原樋口線 米子市夜見町二七九四番地地先から同地内二、一〇〇メートルの間	九〇〇メートル	右	同
---	---------	---	---

一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字赤碕五四一第一地先から同地内一、九六七番の四地先までの間	九〇〇メートル	右	同
--	---------	---	---

一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字赤碕同町大字赤碕一、九六七番の四地先までの間	一、〇二〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

一般国道九号線 東伯郡羽合町大字長瀬六八九番の三地先から同町大字田後四三二番の二地先までの間	一、二〇〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

一般国道九号線 東伯郡羽合町大字長瀬六八九番の三地先から同町大字田後四三二番の二地先までの間	一、二〇〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

一般国道九号線 東伯郡北条町大字弓原三三〇番地地先から同町大字下神字築田一七五番の二地先までの間	四〇〇メートル	右	同
--	---------	---	---

を

に

を

に改める。

を

に

一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字赤碕五四一第一地先から同地内一、九六七番の四地先までの間	九〇〇メートル	右	同
--	---------	---	---

一般国道九号線 東伯郡赤碕町大字赤碕同町大字赤碕一、九六七番の四地先までの間	一、〇二〇メートル	右	同
--	-----------	---	---

米子市二本木九四五番地地先			
---------------	--	--	--

米子市二本木九四五番地地先			
---------------	--	--	--

米子市熊党三四〇番の二地先			
---------------	--	--	--

米子市熊党三三一番の六地先			
---------------	--	--	--

米子市吉岡官有無番地先	新日野橋東詰南側		
-------------	----------	--	--

米子市吉岡三六八番地地先	北側		
--------------	----	--	--

米子市車尾一、三五八番地の二地先			
------------------	--	--	--

米子市車尾一、三九六番地の二地先			
------------------	--	--	--

を

を

に改める。

を

を

県道鳥取国府線 岩美郡国府町大字  
 下三〇五番地先から同町大字宮  
 袋川側のみ。)  
 ト七〇〇メー  
 " " " "

一般国道九号線 東伯郡北条町大字  
 弓原三〇番地先から同町大字下  
 神字築田一七五番の二地先までの間  
 ト四〇〇メー  
 " " " "

一般国道九号線 東伯郡北条町大字  
 北尾下神字竹田一七四番の二地先  
 まで同町大字  
 ト五〇〇メー  
 " " " "

一般国道九号線 東伯郡大栄町大字  
 六尾二一五番地先から同町大字由良  
 宿一六三番の二地先までの間  
 メ一、一〇〇  
 車 両  
 終日

県道倉吉江北線 倉吉市宮川町一四二  
 七番地の二地先から同町同町一四二  
 七番地先までの間  
 ト一〇八メー  
 車 両  
 終日

一般国道九号線 東伯郡大栄町大字  
 六尾二一五番地先から同町大字由良  
 宿一六三番の二地先までの間  
 メ一、一〇〇  
 " " " "

一般国道九号線 東伯郡赤碓町大字  
 赤碓四一四番の四地先から同町内一  
 九六七番の四地先までの間  
 ト九〇〇メー  
 " " " "

一般国道九号線 東伯郡赤碓町大字  
 赤碓智光寺谷四一四番の四地先か  
 ら同町大字赤碓一、九六七番の四地  
 先までの間  
 メ一、〇二〇  
 " " " "

一般国道九号線 米子市車尾二一  
 番地先から同町同町六八二番地  
 の一地先までの間  
 メ六、五〇〇  
 自動車(二輪の  
 機付自転車及  
 び軽車両を除く)  
 " " " "

を に を に を に を に

一般国道九号線 米子市車尾二一  
 番地先から同町同町六八二番地  
 の一地先までの間  
 メ六、五〇〇  
 自動車(二輪の  
 機付自転車及  
 び軽車両を除く)  
 " " " "

一般国道九号線 米子市熊党三三〇  
 番地の九地先から同町同町三三四  
 番の一先までの間  
 メ一、六〇〇  
 " " " "

県道米子石見新見線 米子市糺町二  
 丁目一五五番地先から同町末広町二  
 丁目四番地先までの間(ただし、米  
 子駅側のみ。)  
 ト八〇〇メー  
 " " " "

県道米子石見新見線 米子市糺町二  
 丁目一九一番地先から同町弥生町  
 八番地の二七地先までの間(ただし  
 米子駅側のみ。)  
 ト八〇〇メー  
 " " " "

県道米子石見新見線 米子市弥生町  
 八番地の二七地先から同町目久美町  
 一三五番地先までの間  
 ト七〇〇メー  
 " " " "

市道米子東福原線 米子市糺町二丁  
 目一五番地先から同町法勝寺町  
 五三番地先までの間(ただし、西  
 念寺側のみ。)  
 ト二八〇メー  
 " " " " 七時から  
 九時ま

市道米子東福原線 米子市角盤町一  
 丁目一九番地先から同町同町一丁  
 目一四三番地先までの間  
 ル五〇メー  
 車 両  
 " " " "

市道米子東福原線 米子市糺町二丁  
 目一五番地先から同町法勝寺町  
 五三番地先までの間(ただし、西  
 念寺側のみ。)  
 ト二八〇メー  
 自動車(二輪の  
 機付自転車及  
 び軽車両を除く)  
 " " " " 七時から  
 九時ま

8の項中  
 東品治町一九番地の五地先  
 農協会館前  
 を削り、

車尾一、三五番地地先  
 安見瑤智夫方前  
 を

を に を に を に を に

に改める。

場	所	禁止の方向
西伯郡大山町赤松字門野五六四番の 一地先交差点	赤松部落方向から第一ゲート方 向	
鳥取市今町二丁目九二番地地先交差 点	山陰本線智頭街道踏切方向から 鳥取駅方向及び鳥取駅方向から 瓦町ロータリー方向	
鳥取市古市一番地地先交差点	山陰本線智頭街道踏切方向から 鳥取市立病院横方向	
米子市車尾一、二五八番地の一地先 交差点	旧日野橋方向から新日野橋方向	

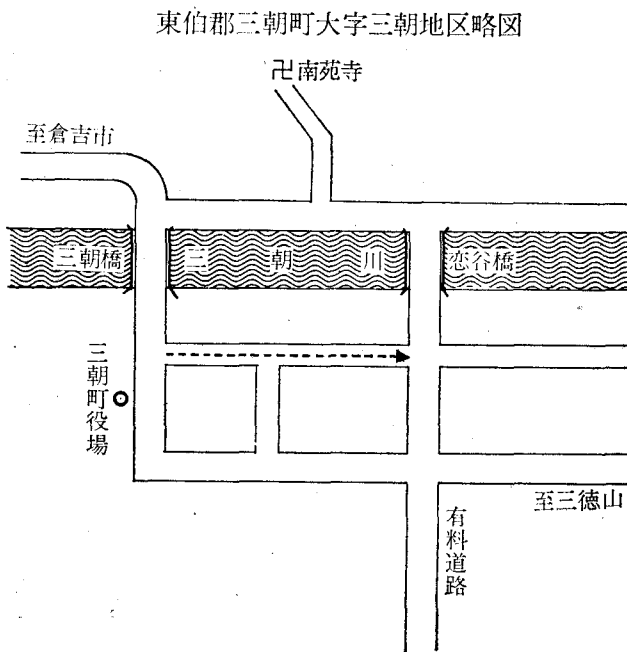
  

車尾一、三五六番地地先	—	
熊党三三〇番地の九地先	—	
吉岡三六八番地地先	—	新日野橋東詰
車尾一、三五八番地の一地先	—	
一、三三四番の一地先	—	
吉方六九九の一番地地先	—	雨河寿次方前
吉方六九九番地の一地先	—	
六七三番地地先	—	吉方橋南詰
両三柳一、一九〇番地の一地先	—	
両三柳一、一九〇番地の一地先	—	
三、二七五番地先	—	
四、〇三九番地地先	—	

10の項を次のように改める  
右折禁止

に改める。 を に、 を に、

別図(5)



東伯郡三朝町大字三朝地区略図

別図四の次に別図(五)として次のように加える。

場	所	禁止の方向
西伯郡大山町赤松字中横原五七二番 の一地先交差点	第一ゲート方向から赤松部落方 向	
米子市熊党三四〇番の一地先交差点	旧日野橋方向から新日野橋方向	

11の項を次のように改める。  
左折禁止